

食品営業許可申請手続きについて

(参考資料：長野県ホームページより)

許可が必要な業種

食品衛生法(昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号)および食品衛生に関する条例(昭和 25 年 9 月 10 日長野県条例第 55 号)の規定により、下記の営業を行うときは保健所長の許可を受ける必要があります。

飲食店営業	乳酸菌飲料製造業
喫茶店営業	冰雪製造業
菓子製造業	冰雪販売業
あん類製造業	食用油脂製造業
アイスクリーム類製造業	マーガリン又はショートニング製造業
乳処理業	みそ製造業
特別牛乳さく取処理業	醤油製造業
乳製品製造業	ソース類製造業
集乳業	酒類製造業
乳類販売業	豆腐製造業
食肉処理業	納豆製造業
食肉販売業	めん類製造業
食肉製品製造業	そうざい製造業
魚介類販売業	かん詰又はびん詰食品製造業
魚介類せり売営業	添加物製造業
魚肉ねり製品製造業	つけ物製造業
食品の冷凍又は冷蔵業	水産加工食品販売業
食品の放射線照射業	魚介類行商
清涼飲料水製造業	

その他

※ 「アースディ in 佐久」は公的機関の開催するイベントではないので、保健所の指導により、下記「臨時営業・露店営業」の許可取得者であっても出展の受付ができませんのでご了承下さい。また、臨時出店に該当するイベントでもありませんので、下記「臨時出店」の許可でも営業できません。車での食品営業を行う場合は、移動営業車の許可が必要です。

[臨時営業・露店営業・臨時出店](#)

[移動営業車](#)